

消 防 危 第 40 号
令和 6 年 2 月 29 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 348 号）による改正後の危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 83 号）による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 406 号）による改正後の危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）による給油取扱所の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

第 1 ガソリンの詰替え等に関する事項

- 1 政令第 3 条第 1 号イの作業は、顧客が自ら行うことは認められず、危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行うこと。
- 2 ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。
- 3 軽油を車両に固定したタンクへ注入する作業は、規則第 25 条の 2 第 2 号ホの注入管の先端をタンクの底部に着けた状態で行うこと。

第 2 給油取扱所に設けることができる建築物に関する事項

- 1 規則第 25 条の 4 第 1 項第 6 号に掲げる用途については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。）第 1 条の 2 第 2 項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和 50 年消防予第 41 号・消防安第 41 号）1(1)によること。
- 2 政令第 17 条第 1 項第 16 号の規定により給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定する防火対象物に該当するときは、消防法（昭和 23 年法律第 186

号)に基づき防火管理者の選任等が必要であること。

第3 給油取扱所の附随設備に関する事項

1 尿素水溶液供給機 (別紙1 参照)

- (1) ディスペンサー型 (電動ポンプにより払い出すタイプ) のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備 (防爆構造のものを除く。) を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。
- (2) プラスチック容器型 (重力により払い出すタイプ) のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

2 急速充電設備

- (1) 次のアからウ以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと (別紙2 参照)。

ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲
イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線 (当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。) から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲

ウ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

- (2) 次のアからカ以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと (別紙3 参照)。

ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

ウ 専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

エ 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

オ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

カ 屋内給油取扱所 (一方又は二方のみ開放されたものに限る。) の敷地の範囲

- (3) 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。

第4 荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項

- 1 専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、給油取扱所の危険物取扱

者は、次の業務を同時に行うことが想定されること。

- (1) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。）
 - (2) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業
 - (3) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う(2)の作業に対する立会い又は監視
- 2 規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4 の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他保安のための措置」としては、1 の業務を同時に行った場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具体的な対応方法等に関する措置を定めること。

第5 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項

- 1 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 1 号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等を想定したものであること。
- 2 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 2 号の「みだりに操作を行わせないための措置」は、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等を想定したものであること。
- 3 規則第 40 条の 3 の 6 の 2 第 3 号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、施設の利用に供さない部分への施錠等を想定したものであること。
- 4 規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「緊急時の対応に関する表示」の内容としては、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等が考えられること。
- 5 規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 の「保安のための措置」としては、規則第 40 条の 3 の 6 の 2 各号の具体的な措置のほか、次の事項を定めること。
 - (1) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。
 - (2) 裸火の使用の禁止に関すること（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。
 - (3) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。
 - (4) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。
 - (5) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。
- 6 5(5)の「火災予防上及び危険物の保安上の措置」としては、消火器等の追加設置、給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保、給油業務以外の利用者側における防火管理体制の確保、責任の所在の明確化等が考えられること。
- 7 その他
 - (1) 給油業務が行われていないときの係員以外の出入りにあつては、原則として、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者による管理が必要であること。給油取扱所の所有者等と給油業務が行われていないときに出入りする者が異なる場合は、契約、覚書等によって防火管理及び施設等の管理責任を明確化すること。この場合においても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行う必要があること。
 - (2) 祭礼やイベント等により一時的に給油取扱所を利用する場合は、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確にした上で、5 の措置を講じること。

また、火災予防条例（例）第5章の2「屋外催しに係る防火管理」の例により、危険物保安監督者等の給油取扱所関係者からの届出に具体的な措置等を明記すること。

- (3) 屋外での物品販売については、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和2年3月27日付け消防危第88号）及び「給油取扱所に関する参考資料の送付について」（令和2年3月30日付け事務連絡）を参照すること。

第6 その他

- 1 次の通知の一部を改正する。なお、各通知の改正内容については別紙4を参照すること。
 - (1) ガソリン入り罐を巡回配達する行為について（昭和37年7月16日付け自消丙予発第73号）
 - (2) 上屋の面積について（昭和51年11月16日付け消防危第92号）
 - (3) 給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について（昭和62年6月17日付け消防危第60号）
 - (4) 給油取扱所内に銀行の現金支払機を設置することの可否について（昭和63年7月26日付け消防危第91号）
 - (5) 移動タンク貯蔵所等に係る給油行為等について（平成元年6月5日付け消防危第52号）
 - (6) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成2年10月31日付け消防危第105号）
 - (7) 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について（平成5年9月2日付け消防危第68号）
 - (8) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成9年10月22日付け消防危第104号）
 - (9) 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について（平成13年11月21日付け消防危第127号）
 - (10) 危険物事務に関する執務資料の送付について（平成17年3月31日付け消防危第67号）
 - (11) 給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて（平成20年3月31日付け消防危第59号）
 - (12) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成22年7月23日付け消防危第158号）
 - (13) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成23年12月1日付け消防危第273号）
 - (14) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成31年4月19日付け消防危第81号）
 - (15) 給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について（令和2年3月27日付け消防危第88号）
- 2 次の通知を廃止する。
 - (1) 給油取扱所の一部を液化石油ガスの販売所とする行為について（昭和39年3月12日付け自消丙予発第21号）
 - (2) 給油取扱所の事務室の暖房用に使用するボイラー室の設置について（昭和53年4月13日付け消防危第48号）

- (3) 給油取扱所における指定数量以上の危険物の小分け行為について（昭和61年7月11日付け消防危第72号）
- (4) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成21年3月9日消防危第35号）
- (5) 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について（平成24年3月16日付け消防危第77号）
- (6) 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和元年8月7日付け消防危第111号）
- (7) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について（令和3年3月30日付け消防危第50号）

（問い合わせ先）
消防庁危険物保安室
千葉、北中、瀬濤、日下、渥美
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

尿素水溶液供給機の設置例

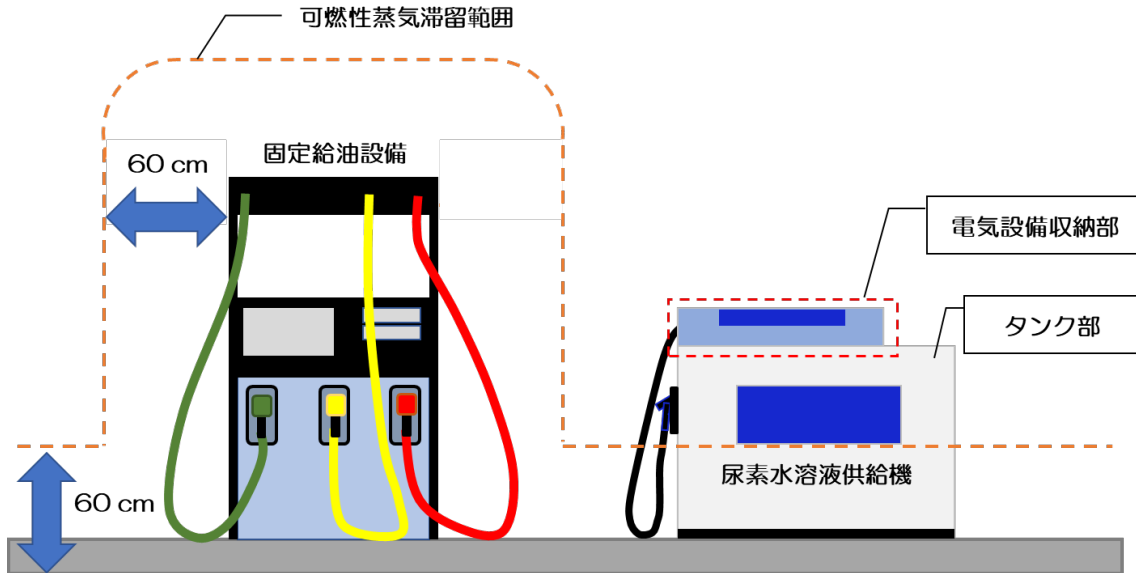


図 1 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

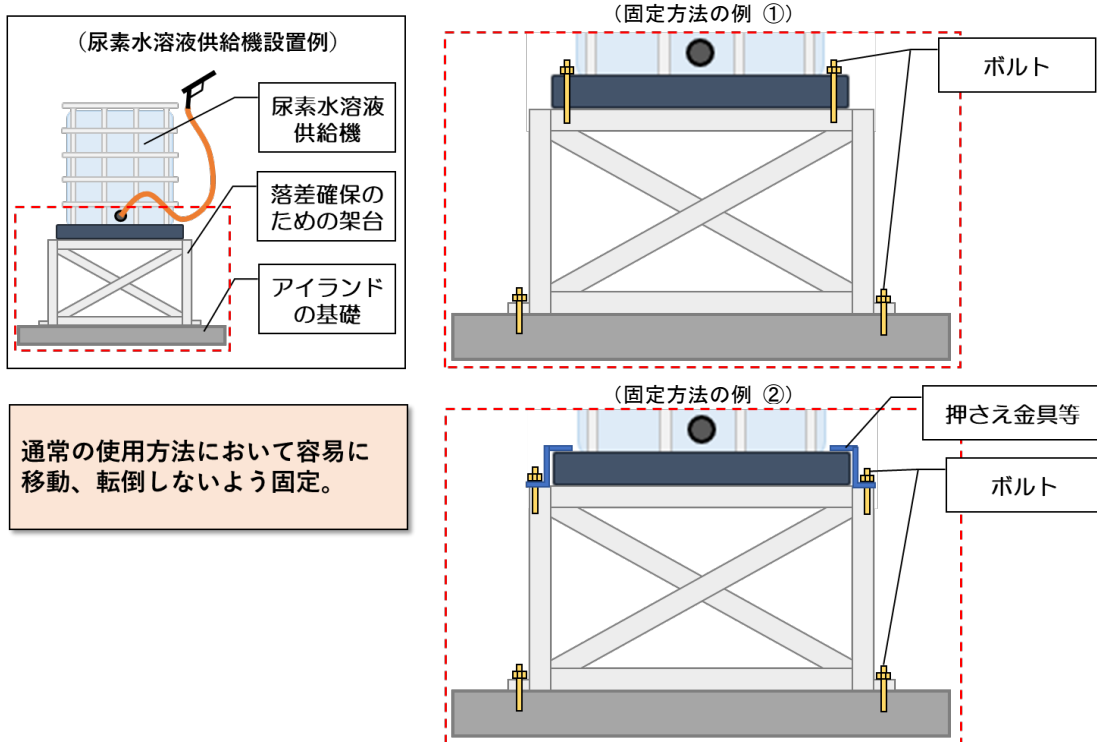


図 2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）

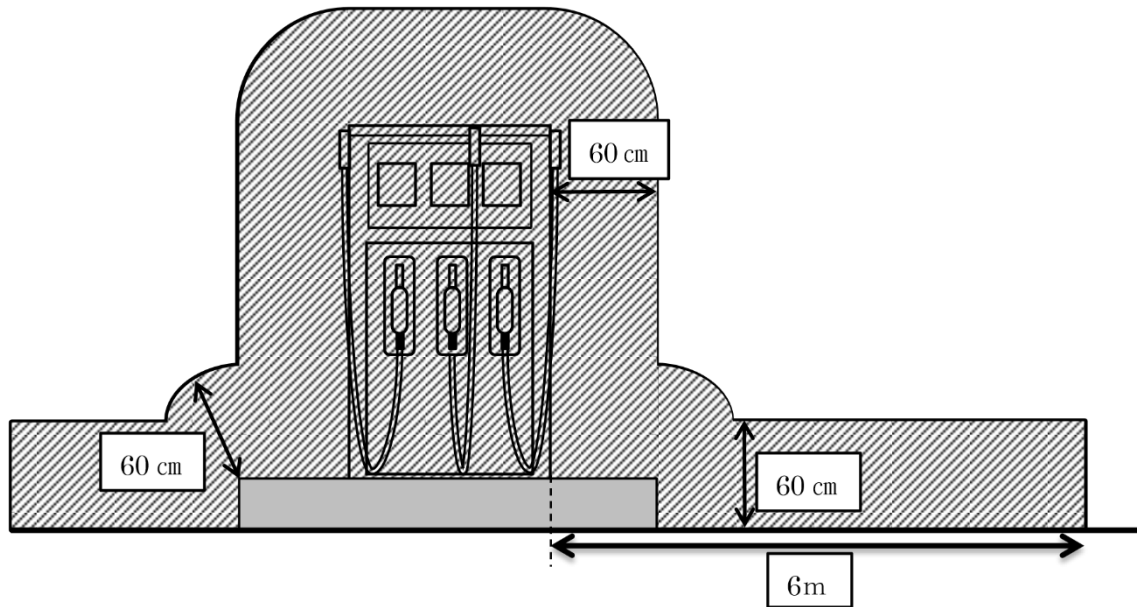


図 1 固定給油設備の周囲

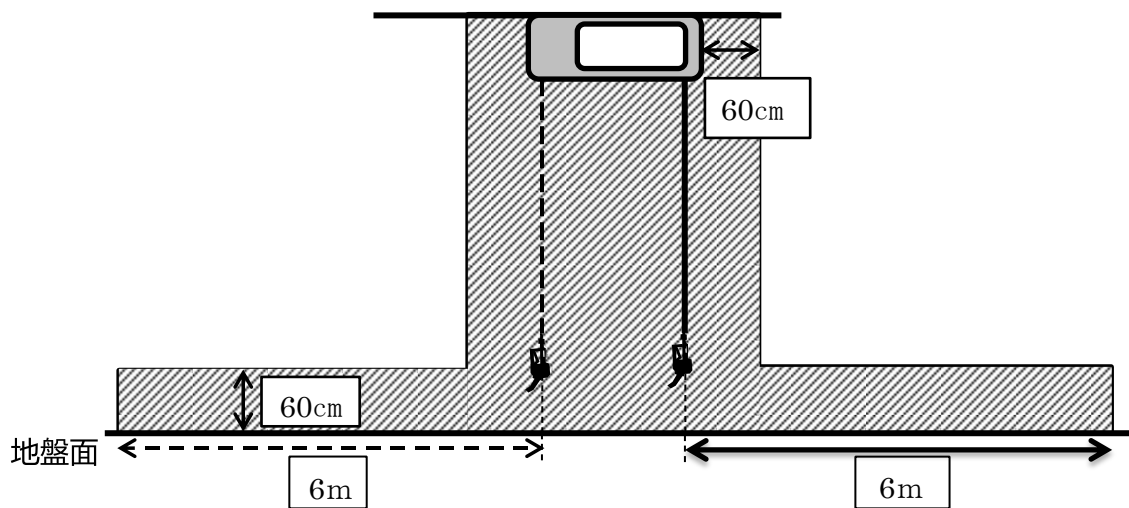


図 2 懸垂式の固定給油設備の周囲

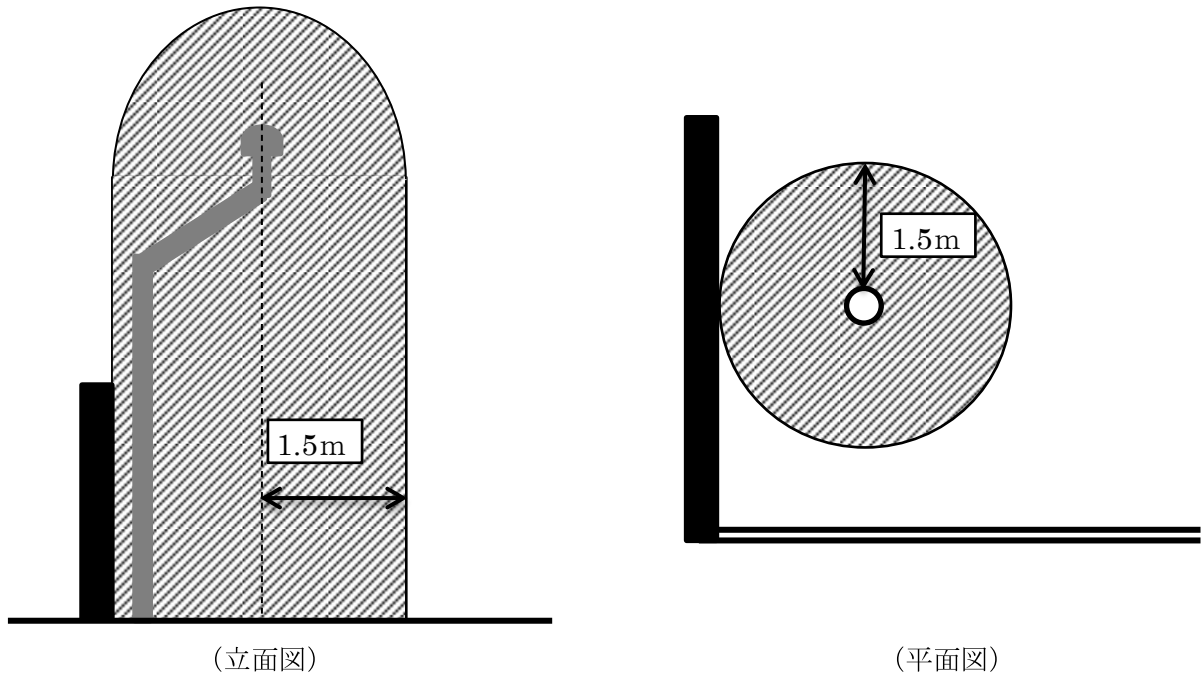


図3 通気管の周囲

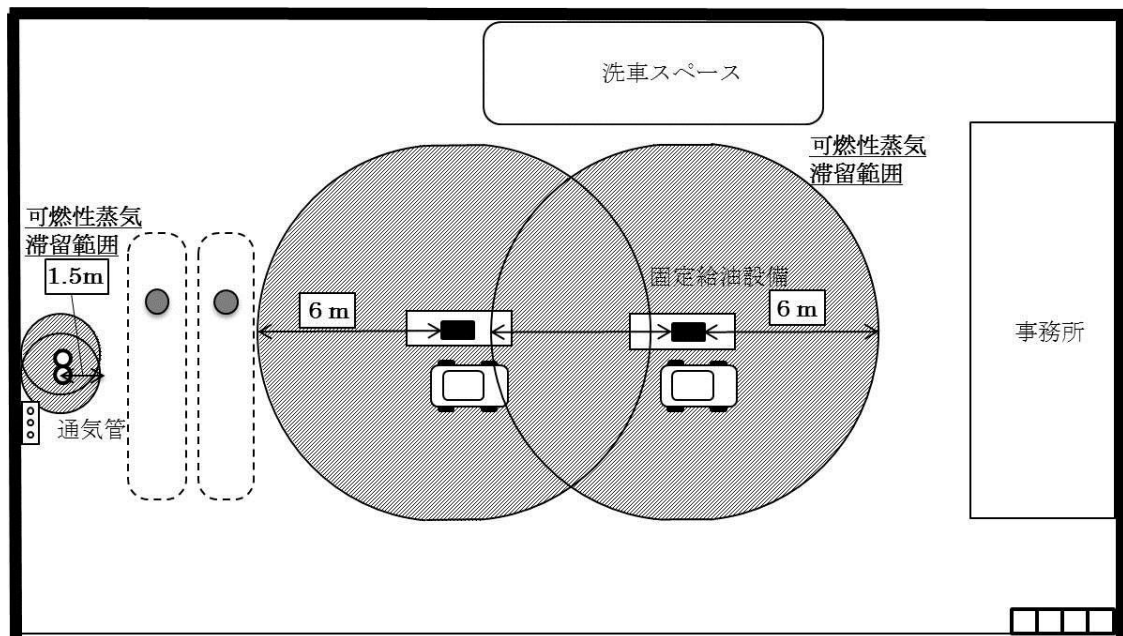


図4 給油取扱所 (平面図)

危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）

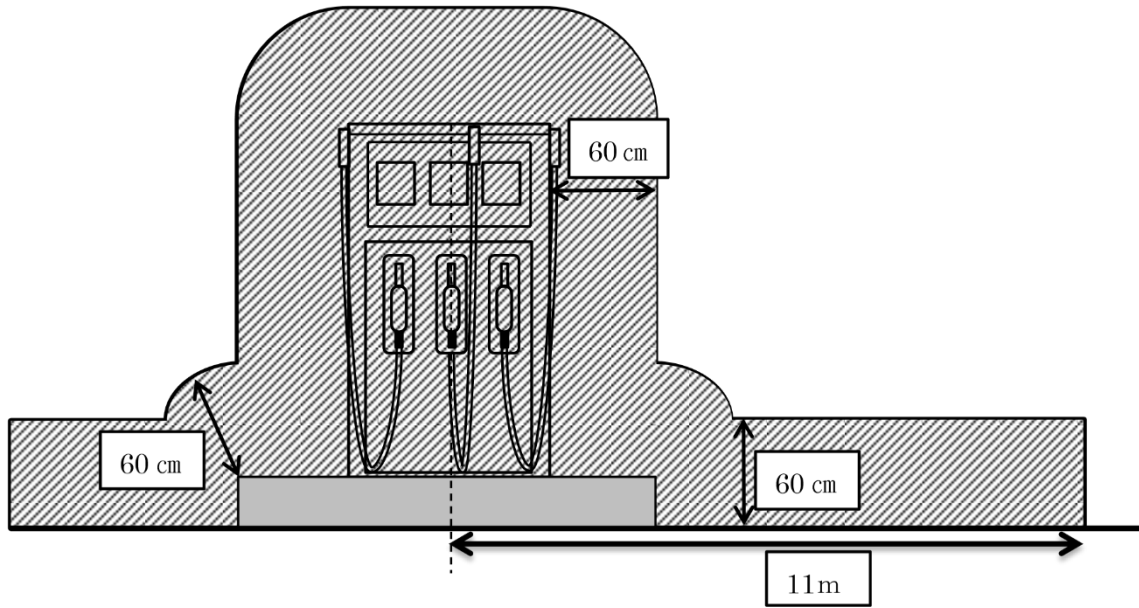


図1 固定給油設備の周囲

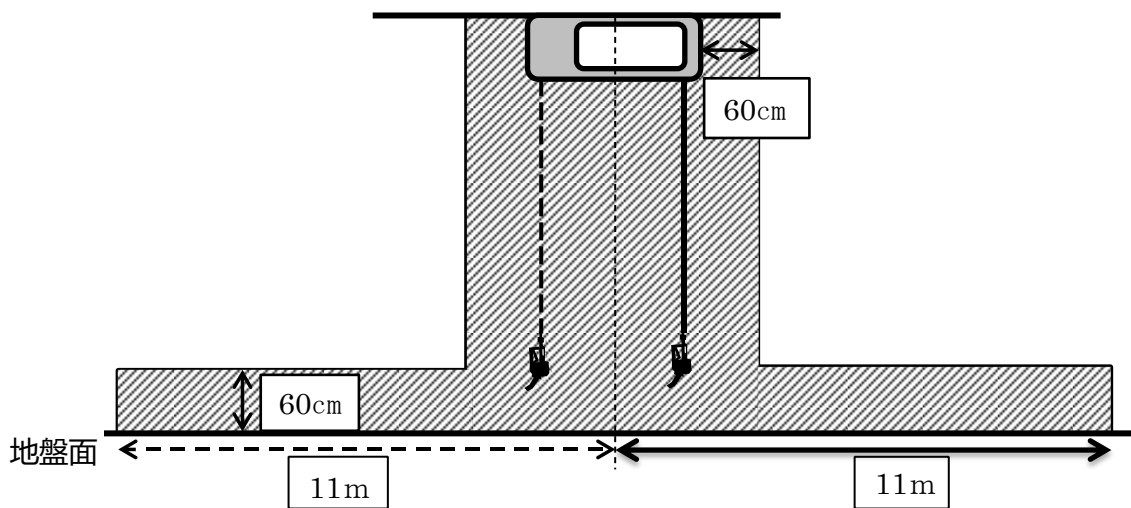


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

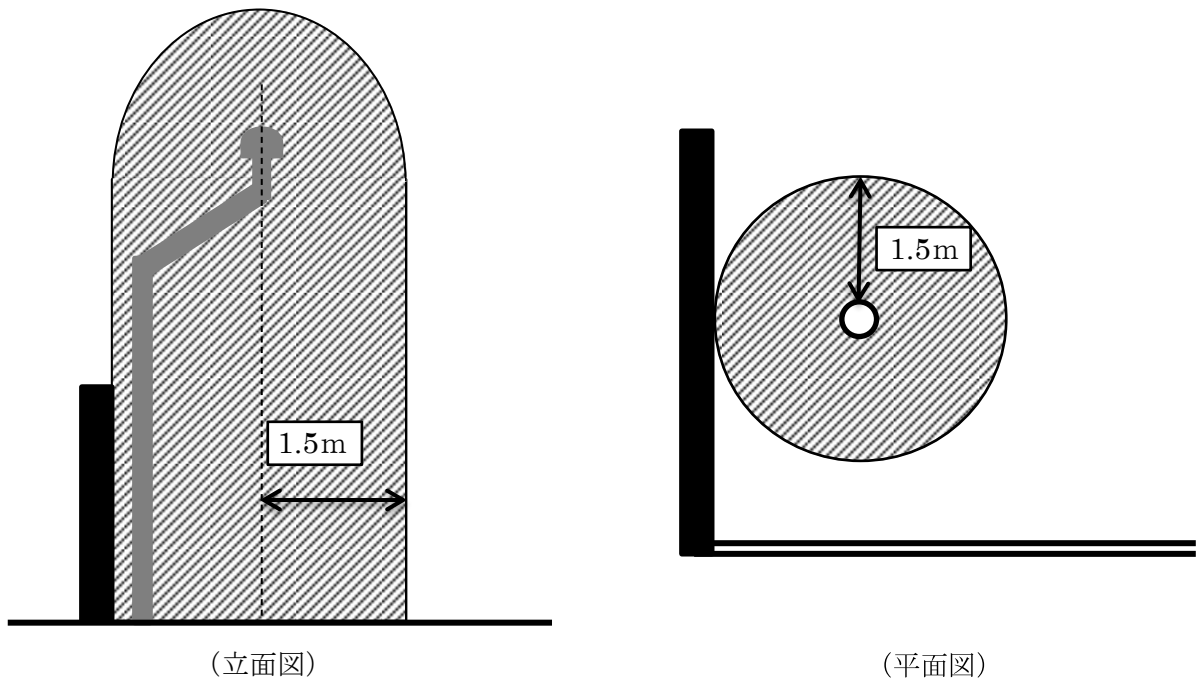
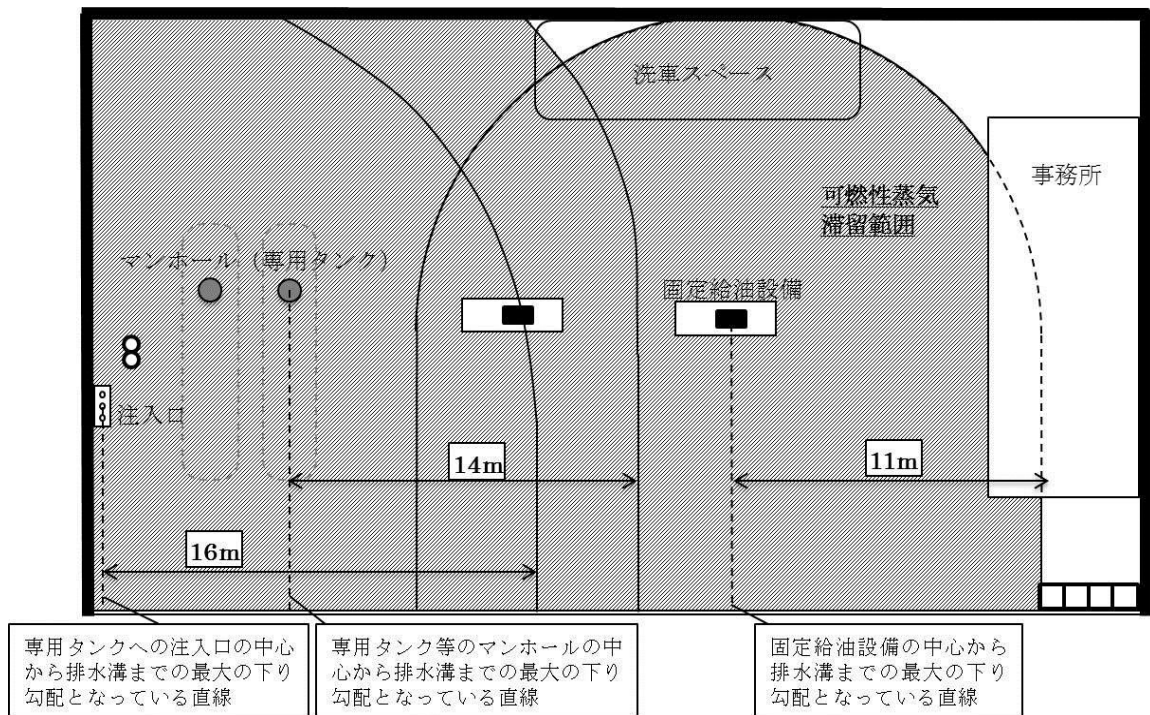


図3 通気管の周囲



※屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）は、敷地全てを斜線部分として取り扱う。

図4 給油取扱所（平面図）

- 1 「ガソリン入り罐を巡回配達する行為について」（昭和37年7月16日付け自消丙予発第73号）の答1中「なお、給油取扱所において危険物の詰替が認められるのは、1日の詰替量が指定数量未満の場合に限られるので、念のため申し添える。」を削る。
- 2 「上屋の面積について」（昭和51年11月16日付け消防危第92号）の問3を削る。
- 3 「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」（昭和62年6月17日付け消防危第60号）の問1、問15及び問22を削除する。
- 4 「給油取扱所内に銀行の現金支払機を設置することの可否について」（昭和63年7月26日付け消防危第91号）の問2の②から④までを削る。
また、答2中「また、給油等のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗等と認められる限り、給油等の目的を持つ者以外の物が出入したとしてもさしつかえないものである。」を削る。
- 5 「移動タンク貯蔵所等に係る給油行為等について」（平成元年6月5日付け消防危第52号）の問1中「ガソリン又は軽油」を「ガソリン」に改める。
- 6 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成2年10月31日付け消防危第105号）の問1(1)中「ガソリン又は軽油」を「ガソリン」に改める。
- 7 「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について」（平成5年9月2日付け消防危第68号）の2(3)中「灯油用固定注油設備」を「固定給油設備等」に改める。
また、7中「この場合において、防爆性能は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）第208条第1項によるものであること。」を削る。
- 8 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成9年10月22日付け消防危第104号）の問6を削る。
- 9 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」（平成13年11月21日付け消防危第127号）の第2を削り、第3を第2とする。
- 10 「危険物事務に関する執務資料の送付について」（平成17年3月31日付け消防危第67号）の問5を削除する。
- 11 「給油取扱所等におけるガソリン等の適正な取扱いについて」（平成20年3月31日付け消防危第59号）の2中「一日あたりガソリンを容器へ注入する総量が200リットル以上、又は」を削る。
- 12 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成22年7月23日付け消防危第158号）の問3を削る。
- 13 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成23年12月1日付け消防危第273号）の問4を削る。

14 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 31 年 4 月 19 日付け消防危第 81 号）の問 4 中「この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号）第 3 の 1 に示されている範囲とする。」を削る。

また、問 6 を削除する。

15 「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 88 号）の 1 (1)ア中の「「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号）に示されている」を削る。

新旧対照表

1 ガソリン入り罐を巡回配達する行為について（昭和 37 年 7 月 16 日付け自消丙予発第 73 号）

改正後	改正前
問 1～3 （略） 答 1 181 罐で危険物を配達する行為については、お見込みのとおり。_____ _____ _____ _____ 2 及び 3 （略）	問 1～3 （略） 答 1 181 罐で危険物を配達する行為については、お見込みのとおり。 <u>なお、給油取扱所において危険物の詰替が認められるのは、1 日の詰替量が指定数量未満の場合に限られるので、念のため申し添える。</u> 2 及び 3 （略）

3 給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について（昭和 62 年 6 月 17 日付け消防
危第 60 号）

改正後	改正前
問 1 <u>（削除）</u>	問 1 <u>公衆用電話ボックス又は郵便ポストを給油のための空地の外に設置することは認められるか。</u> <u>答 認められない。</u>
問 2～問 14 （略）	問 2～問 14 （略）
問 15 <u>（削除）</u>	問 15 <u>犬走りにおいて自動販売機による販売は、認められるか。</u> <u>答 認められない。</u>
問 16～問 21 （略）	問 16～問 21 （略）
問 22 <u>（削除）</u>	問 22 <u>駐車スペースを有料駐車場にできるか。</u> <u>答 駐車が禁止される場所の外に設けることは可能であるが、給油業務時間外に係員以外の者が出入りすることとなるので適当でない。</u>
問 23～問 27 （略）	問 23～問 27 （略）

4 給油取扱所内に銀行の現金支払機を設置することの可否について（昭和 63 年 7 月 26 日 付け消防危第 91 号）

改正後	改正前
<p>問 1 (略)</p> <p>問 2 上記 1 のいずれかにより、現金支払機の設置を認めて良い場合について、</p> <p>① 販売室の全面または、防火へいの上部に別添資料(4)のような看板を掲げること認めてよろしいか。</p> <p>(削る)</p> <p>答 1 (略)</p> <p>答 2 次によらねたい。</p> <p>看板の設置は、さしつかえないが、へいの上部への設置は、へいの防火上の機能に支障を生じるものであつてはならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>問 1 (略)</p> <p>問 2 上記 1 のいずれかにより、現金支払機の設置を認めて良い場合について、</p> <p>① 販売室の全面または、防火へいの上部に別添資料(4)のような看板を掲げること認めてよろしいか。</p> <p>② <u>予防規程の認可上特に配慮する事項があれば御教示ください。</u></p> <p>③ <u>将来、現金支払機の利用者について、給油客以外の者が増加した場合に、法令上問題が生ずることがあるか。問題になるとすれば、抵触法令条項を御教示ください。</u></p> <p>④ <u>上記以外に、現金支払機の設置を認めるにあたり検討又は指導する事項があれば、御教示ください。</u></p> <p>答 1 (略)</p> <p>答 2 次によらねたい。</p> <p>看板の設置は、さしつかえないが、へいの上部への設置は、へいの防火上の機能に支障を生じるものであつてはならない。</p> <p><u>また、給油等のために給油取扱所に入入る者を対象とした店舗等と認められる限り、給油等の目的を持つ者以外の物が出入したとしてもさしつかえないものである。</u></p>

5 移動タンク貯蔵所等に係る給油行為等について（平成元年6月5日付け消防危第52号）

改正後	改正前
<p>問1 給油取扱所における危険物の取扱い方法として、次に掲げる行為は認められるか。</p> <p>(1) 固定給油設備から、車両に固定された容量 2,000 L未満のタンク(移動貯蔵タンク)に、1日当たり指定数量未満のガソリンを注入する行為。</p> <p>(2) 固定給油設備から、指定数量未満の危険物を収納するタンクを固定した車両(以下「移動タンク車」という。)のタンクに、1日当たり指定数量未満のガソリンを注入する行為。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>答1～3 (略)</p>	<p>問1 給油取扱所における危険物の取扱い方法として、次に掲げる行為は認められるか。</p> <p>(1) 固定給油設備から、車両に固定された容量 2,000 L未満のタンク(移動貯蔵タンク)に、1日当たり指定数量未満のガソリン又は軽油を注入する行為。</p> <p>(2) 固定給油設備から、指定数量未満の危険物を収納するタンクを固定した車両(以下「移動タンク車」という。)のタンクに、1日当たり指定数量未満のガソリン又は軽油を注入する行為。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>答1～3 (略)</p>

6 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成2年10月31日付け消防危第105号）

改正後	改正前
<p>問1（令第27条第6項関係）</p> <p>(1) 給油取扱所における危険物の取扱い方法として、次に掲げる行為は認められるか。</p> <p>ア 固定給油設備から、車両に固定された容量4,000ℓ未満の移動貯蔵タンクに、1日当たり指定数量未満の<u>ガソリン</u>を注入する行為</p> <p>イ 固定給油設備から、指定数量未満の危険物を収納するタンクを固定した車両（以下「移動タンク車」という。）のタンクに、1日当たり指定数量未満の<u>ガソリン</u>を注入する行為</p> <p>(2) (略)</p>	<p>問1（令第27条第6項関係）</p> <p>(1) 給油取扱所における危険物の取扱い方法として、次に掲げる行為は認められるか。</p> <p>ア 固定給油設備から、車両に固定された容量4,000ℓ未満の移動貯蔵タンクに、1日当たり指定数量未満の<u>ガソリン又は軽油</u>を注入する行為</p> <p>イ 固定給油設備から、指定数量未満の危険物を収納するタンクを固定した車両（以下「移動タンク車」という。）のタンクに、1日当たり指定数量未満の<u>ガソリン又は軽油</u>を注入する行為</p> <p>(2) (略)</p>
<p>答(1)及び(2) (略)</p>	<p>答(1)及び(2) (略)</p>

7 固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等について(平成5年9月2日付け消防危第68号)

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
<p>(3) 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する<u>固定給油設備等</u>のホース機器のうち、最大吐出量が60リットルを超え180リットル以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。</p> <p>なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60リットルを超え180リットル以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。</p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>(3) 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する<u>灯油用固定注油設備</u>のホース機器のうち、最大吐出量が60リットルを超え180リットル以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。</p> <p>なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60リットルを超え180リットル以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。</p> <p>ア及びイ (略)</p>
(4) (略)	(4) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
<p>7 電気設備に係る事項</p> <p>可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>7 電気設備に係る事項</p> <p>可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。<u>この場合において、防爆性能は、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)第208条第1項によるものであること。</u></p>
8 (略)	8 (略)

8 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成9年10月22日付け消防危第104号）

改正後	改正前
<p>問1～問5 (略) (削る)</p>	<p>問1～問5 (略) 問6 <u>給油取扱所の建築物の用途について</u> <u>規則第25条の4第1項第2号に掲げる給油取扱所の建築物の用途については、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日消防危第38号)により「キャバレー、ナイトクラブ、ぱちんこ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、理容室、美容室等は、主としてこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、②の用途から除かれるものであること。」とされているが、実態上「給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入りする者を対象とするもの」と認められる理容室等にあつては、設置を認めて差し支えないか。</u></p> <p>答 <u>認めて差し支えない。</u></p>

9 給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について(平成 13 年 11 月 21 日付け消防危第 127 号)

改正後	改正前
<p>第 1 (略) (削る)</p>	<p>第 1 (略) 第 2 <u>給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業について</u> <u>現在、コンビニエンスストア併設店舗等に見られるように、給油取扱所で行われる給油の業務に附帯する業務の多様化が進んでいるところである。これに伴い、給油の業務を行わない時間帯においても、給油の業務に附帯する業務である物販店舗等の営業を行いたい旨の要望があるところである。</u> <u>令第 27 条第 6 項第 1 号ワにおいて、危険物の取扱いの技術上の基準として、「給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。」と規定されているが、係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解する。</u> <u>なお、物販店舗等のみの営業を行う給油取扱所については、特に以下の事項についての指導を徹底されたい。</u> <u>1 危険物保安監督者と物販店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が危険物の規制に関する省令（昭和 34 年自治省令第 55 号。以下「則」という。）第 48 条第 2 号に規定する責務を行いうる体制を整備すること。</u> <u>2 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入させない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと。</u> <u>3 物販店舗等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができるか、又は、係員による適時適切な監視を行うこと。</u></p>
<p>第 2 (略)</p>	<p>第 3 (略)</p>

12 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成 22 年 7 月 23 日付け消防危第 158 号）

改正後	改正前
問 1 及び問 2 （略） （削る）	問 1 及び問 2 （略） 問 3 <u>給油取扱所において行われるレンタカー業務を行うための事務所は、当該給油取扱所でレンタカーへの給油を行う場合、規則第 25 条の 4 第 1 項第 2 号の「給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」に該当することと認めて差し支えないか。</u> 答 <u>お見込みのとおり</u>

13 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成 23 年 12 月 1 日付け消防危第 273 号）

改正後	改正前
問 1～問 3 （略） （削る）	問 1～問 3 （略） 問 4 <u>大型トラックの排出ガス処理に用いられる尿素水溶液の供給機（600 リットル以下のタンク内蔵）については、政令第 23 条を適用し固定給油設備を設けたアイランド上に設置することを認めて差し支えないこととされているが、600 リットル以上のタンクを内蔵する尿素水溶液の供給機であっても、政令第 23 条を適用して、当該供給機を固定給油設備からの離隔距離内の場所に設置することを認めて差し支えないか。なお、当該供給機を設置した場合においても、政令第 17 条第 1 項第 21 号の規定を満たしているものである。</u> 答 <u>お見込みのとおり。</u>

14 危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成 31 年 4 月 19 日付け消防危第 81 号）

改正後	改正前
<p>問 1～問 3 （略）</p> <p>問 4 給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する計画の相談を受けた。</p> <p>非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば差し支えないと考えられるが、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することも可能か。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>問 1～問 3 （略）</p> <p>問 4 給油取扱所において、災害時や停電時の電源を確保するため、非常用発電機を設置する計画の相談を受けた。</p> <p>非常用発電機を設置する場合、可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば差し支えないと考えられるが、当該要件を満たす場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することも可能か。<u>この場合において、非常用発電機がガソリン等の流出事故が発生した場合に直ちに移動又は電源を遮断できるものであれば、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（平成 24 年 3 月 16 日付け消防危第 77 号）第 3 の 1 に示されている範囲とする。</u></p>
<p>答 （略）</p>	<p>答 （略）</p>
<p>問 5 （略）</p>	<p>問 5 （略）</p>
<p>問 6 <u>（削除）</u></p>	<p>問 6 <u>管内事業所より、給油取扱所の建築物において、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、喫茶店、簡易郵便局、コインランドリー、宅配ボックスによる宅配物の取次等、様々な業務を行いたい旨の相談を受けている。</u></p> <p><u>その可否については、規則第 25 条の 4 第 1 項第 2 号に定める用途に該当するかどうかにより判断することとなるが、当該用途に関し、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（昭和 62 年 4 月 28 日付け消防危第 38 号。以下「38 号通知」という。）第 3 の 5（1）ウにおいて、「物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものである」とされ、「給油、灯油の詰替え又は自動車等の</u></p>

<p>問7～問14 (略)</p>	<p><u>点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所</u><u>に出入する者を対象とする」とされているところである。このため、今般相談を受けている様々な業務についても、38号通知により判断すればよいと考えられるが</u><u>いかがか。</u></p> <p>答 <u>お見込みのとおり。</u> なお、38号通知において示している<u>とおり、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とする店舗、飲食店又は展示場の用途に供する部分であると認められる限り、これ以外の者がこの部分に出入りすることは差し支えないことを念のため申し添える。</u></p> <p>問7～問14 (略)</p>
-------------------	---

